

Estate—訳語とその周辺

水谷三公*

要 約

この小論の目的は近代英国の土地所有を、通常みられる経済的なものよりは広い、政治・社会的な文脈のなかで考えるところにある。フランス語の *état* と比較しながら、*estate* という語の意味変遷問題を検討し、ついで英国における土地所有の形態及び機能変化の考察に進みたい。これによって英国都市計画について比較史的で学際的な理解促進に少しでも役立つ知見が得られれば幸いである。

最近私は英国の都市・田園計画 *Town and Country Planning* について所属学部の紀要『法学会雑誌』に連載を始めた(水谷 1979a)。その目的は英国都市計画の形成過程を政治史や法制史、社会史や芸術史、あるいは経済史、社会学等の関連領域での研究成果を用いて広い史的な文脈のなかで考えるところにある。現在(54年11月末)第2回目を脱稿し、今後なおかなり長期にわたって続くことになる(水谷 1979b)。その第一回目は「英国社会と土地の文法」と題し、一種の導入的エッセイである。その性質上この第一回では多くの問題は単に提出されるにとどまり、これから順次詳細な説明を続けねばならない。しかしある種の問題は叙述の性質や紙数の制約のため、連載のなかでも十分に取扱われなままになる可能性がある。その一つが訳語の選択問題である。適切な訳語の選択はいかなる分野の外国研究にとっても最初の難関であり、しかも最後まで尾をひく問題である。その意味では繰返し論じられるに足る共通課題であるが、今回この問題を特にとりあげるに至ったのにはそれなりの事情がある。

近年、都市研究の学際協同の重要性が再び強調されるようになり、各個別研究領域の内部でも、たとえば芸術・技術史の社会史的な研究のように、関連分野をとり込んだ研究方法も盛んになっている。このような関心の昂まりの結果、欧米の学際的な業績が数多く翻訳・紹介されるようになった。それにもかかわらず、というよりもしばしばこの学際的な傾向故に、日本側における紹介・翻訳と製造元における水準や関心のズレが一層深刻な問題になる可能性も増えている。

たとえば数年前に出された英国都市建築史の翻訳がある。それによれば一八世紀の地主の一人が「憲兵」M. P. であるということになる。しかしM. P. は英国社会

を問題にするかぎり、ほとんど例外なく下院(庶民院)議員、Member of Parliament を示し、一八世紀英国社会は語のいかなる意味でも「憲兵」Military Police が存在し幅をきかせるような状態にはない¹⁾。これは英国に多少とも関心のある人々にとっては初歩的な知識に属するといつてよい。訳者が占領下の、M. P. が潤歩した頃の日本に育った人であり、かつ専門が建築史という特殊な分野にあったという事情を考慮するにしても、数年間に及ぶ英国滞在体験のある人だっただけに、この誤りは考えさせるものを含んでいる。(もっともこの特定の訳者の過失を非難するためにこの問題を持ちだしたわけではない。戦後翻訳された建築や都市計画の古典的な著作のなかには、史的な背景とか文化的な伝統とかを問題にするまでもない不満な訳業しかあてがわれなかった例が少なくない²⁾。むしろM. P. = 憲兵は御愛敬の部類に属する錯誤だと言えよう)勿論「翻訳は反逆」という諺がもともとイタリア産であることからうかがわれるように、この種の問題は特に日本に限られたものではない。又技術系専門人による社会・歴史理解や建築史紹介に見られるのと似た誤りはいつれの分野にもあるし、勿論私自身についても問題はかわらない。しかし都市計画の分野が、その領域の“総合的”な性格上、とりわけ誤りの生じやすい分野であること、しかもこの分野が比較的長い間社会事情の研究者によって等閑視されてきたため、技術系専門人が不本意にも社会的、歴史的な分野をもカバーせざるを得ない状態におかれてきたことは事実である。このような事情も又日本にのみかぎられるわけではない。長い間英国田園都市運動の中心的な担手として活動してきたオズボーンは、第2次大戦直後E. ハワードの著作『明日の田園都市』について次のように書いたことがある(Osborn N. d. : 25)。

* 東京都立大学法学部

「古典なるものは読まれるというより敬意を払われるという運命にある、勿論専門家を除いてだが。『明日の田園都市』が迎った特異な運命とは、その刊行後一・二年を除き、専門家すらに読まれず放置されてきたという点にある……都市計画の提唱者達が「ハワードとこの著書とを持ち上げてきたにもかかわらず」この本を読んでいないというのはかなり奇妙な事実である。彼らがそれを読みもせずにそのなかに何があるのか知っていると思うようになったのか、私にはとても説明できない」。

これは英国について適切である以上に日本にとって痛切である。ハワードの“思想”は、たとえ完全に理解されたとは言えないにしても、ともかく極めて早い時期に日本に紹介され、それなりの影響を日本の都市計画に与えた。日本都市計画運動の先駆的な存在である一人は、ハワードの著作を都市計画のバイブルだと述べている（ハワード1968：跋）。にもかかわらずその翻訳は1968年に至るまで実現されなかったし、その訳出も満足するものからははるかに遠い。

従ってこの研究分野で実りある相互交流を図り、できるだけ誤解と言語途絶を少くするためには、共通の用語と文法とを開発することが望しい。私が一連の英国都市計画史考に着手した動機の一つもこの種の専門領域間における音信不通状態をいくらかでも改善したいという点にあった。そこで拙稿のなかで用いた言葉を対象にし、英国計画史の理解に役立つと思われるような、史的・理論的な含みの多い言葉を選び、訳語選択とその周辺の問題を扱ってみることも無意義ではないと考えるに至った。とりあげたい語は数多いが、手始めに Estate という語について検討したい。

中世末から19世紀にかけて Estate という言葉が持っていた含蓄の深さや意味の多様性をそのまま適当な日本語に移すことは難しい。今日ではこの言葉はかなり広いひとまとまりをなす地所・不動産を意味する場合が圧倒的に多い。estate agent, 不動産代理業務や Council (housing) estate, 市営(住宅)団地といった用例がそれである。しかし estate という語は伝統的には人々の身分、政治階層をも意味してきた。そして今日ですらこの伝統的な意味への関連は強く残っている。たとえばタッカーが第二次大戦後の労働党公営住宅政策を批判する意図で書いた“Honourable Estates”という本(Tucker 1966)も、それを『名誉ある団地』と訳しただけでは、誤解を促進することになりやすい。まして近世・近代史を考える際には、この語に伴う政治的、社会的な意味のひろがりを見失い、単に不動産、土地と考えるだけでは一層不十分である。

この語の直接の語源は古フランス語の estat にあり、

ラテン語の status と語源を同じくする。古仏語の estat は近代仏語の état になり、それとともに意味にも変遷が生じた。しかし英・仏両語ともラテン語の原意、つまり人や事物の状態やありさまから派生するいくつかの意味、たとえば人々の身分・境遇・富貴貴賤の別や社会の構造、政治体といった意味群をながい間共通してきた。しかし現代フランス語の état が今日なお状態・職業・国家・政治体・声明といった意味を保持し、ラテン語の status や古仏語の estat との関連を色濃く示しているのに比べ、現代英語ではこれら「状態」「国家」「声明」に関連する意味の多くは state の方に吸収されてしまっているという違いがある。18世紀の有名なジョンソン編纂辞書は Estate の項について第一に、「一般共通の利害、統治体の責務、公共体」(The general interest; the business of the government; the public.ただしスベルは現代化)の意味をあげた後、「この意味にあっては現在では普通 state と書かれる」と注記している。他方仏語の état には不動産や土地財産(権)の意味はなく、これらは propriété foncière 或いは biens immobilières で表わされる。英国の estate の方は既にみたように不動産権の意味を早くから持ち、今日ではそれが意味の主流をなす土地財産(権)に変っている。前記ジョンソン辞書が、estate が動詞に用いられる例をシェイクスピアからひき、その内容は人に土地保有を与えるため権利設定を行うことであるとしているのがその一例である³⁾。

両語が出生によって決定されるような身分や境遇・位階を重要な意味として当初は共有していたにもかかわらず、近世以降フランスでは国家・政治体の方向に意味の比重が移っていくのに対し、英国では土地所有・地所の方向へと傾むくようになったのは興味ある問題である。このような意味変遷の違いを説明する歴史的な要因の一つは、Gentilhomme と Gentleman の二語が迎った変遷と共通しているように思われる。そしてそれについて考えることは estate の意味をより明瞭にする上でも意味がある。

仏語の Gentilhomme も英国の Gentleman も当初は身分血統卑しからぬ貴紳を意味し、estat と estate の関係がそうであるように、Gentleman も Gentilhomme の影響の下に英語に流通しはじめた。しかし仏語の Gentilhomme が当初から一貫して高貴な生れを決定的な指標にし、生れにふさわしい行動や趣味の洗練性・優雅さを含意してきたのに対し、Gentleman の方は、仏語と比較した場合、出生に加え本人が努力し独立に達成しようとするような行動や道徳的・知的な水準・規範を重要な成立条件として強調する傾向がみられる。チャーサーが14世紀末‘He is gentil that dooth gentil deedis’と書いているのがその最も早い一例であると言われる。そし

て遅くとも16世紀頃までには出生よりも当人の行為・業績の方が *Gentlemen* の実体を決する上で優先すべきだという考え方がかなり広く社会にみられるようになる—*'But gentleman will gently do, where gentleness is shewed'* (1570年)。言葉をかえれば、やり方や努力次第では血統・出生にまつわるスタートでの不利益を個人が自分一個の行動・実績によって補い、*Gentleman* と呼ばれる可能性のある場所まで進出することができるようになっていく。社会学者の術語を借りて単純化すれば、*Gentilhomme* が一貫して *ascribed* な基準を重視したのに対し、*Gentleman* の方はより業績達成 *achievement* の要素を重視する傾向を含んでいたといえよう。英国で発行された現代英仏辞典の一つが *Gentilhomme* を「高貴な (*gentle*) 生れの人間、(このかざられた意味での) *gentleman*」と注意しているのもこの違いを物語る一例である。

勿論これは英・仏両社会の大雑把な比較をするための目安の一つでしかなく、両国ともに出生をきわめて強く意識する。ほとんどあらゆる人間が一応は *Gentleman* (*Lady*) となった今日ですら、出生による人間の階層的な区別の意識は日本よりもはるかに明瞭である。たとえば前出のジョンソンについて有名な伝記家となった友人でスコットランド出身の '*Gentleman*' たるボズウェルは、ジョンソンの父についてこう書いている「彼の父は自分をジェントルマンで通した……〔しかし〕このようなジェントルマン呼称の使用は高貴な生れ (*gentility*) を誇ることでできない人達によって普通行われる」と。*Gentleman* が多少なりとも流動的になれば、必然的に生れの *gentility* との緊張が生れる。ヨーロッパが「階級社会」*class society* だといわれ、人類史とは階級闘争の歴史に過ぎないと概括的に「宣言」されうる背景にも、古くラテン語に遡る *status* 血統的身分との連絡がある。英国の場合も個人が専門技術的職業身分や商工業活動の領域における業績のみで異議なく *Gentleman* と認められるようになるのは19世紀に入ってからのことである。それまでは、そして19世紀に入ってもかなりの間、真正な *Gentleman* たるためには、専門的、商工業上の成功やそれに合った道徳的、知的、趣味的な水準の高さのみでは不十分だった。*Gentleman* たるためにはこれらの分野で得た財力を用いて、ある程度のまとまりや面積と相当な所得(地代)を備えているような農地を購入し、それ以前の商売・職業から手をひくこと、そしてそれによって生まれた余暇と収入を用いて周囲に長く住んでいる地主紳士と同じような生活様式を採ることが必要な条件であった。勿論これでは、ボズウェルの評が示しているように、十分な条件を備えたことにならないのが普通である。多くの場合このようにして移住してきた初代はしばしば周囲の *Gentleman* 達からヨソ者で不愉快な競合相手とみなされた。「紳士になるには三代かかる」*'It takes three generations to make a genteman'* という諺はこのような事態をさしている。

しかし他面ではこの諺は三代かければともかく *Gentleman* になれるという意識でもあり、或いは三代もかけずに紳士の体面を得ることが現実には行われているという抗議やあきらめがあったことをも示唆している。しかし少なくとも英国の場合遅くも14世紀末までに土地譲渡自由が実体的に成立し、土地の取得や処分に伴う身分制の制約が大幅に緩和されていた。この結果卑賤な *Estate* = 身分・境遇から身をたて産を築き上げて、土地を買い入れることが早くから広い社会層の間で実現可能な社会目標になり始める。「金を持つ者土地を買うべし」*'He that has gold may buy land'* の世界が成立する。そして心がけ次第では自分の代はともかく孫子の代には一門のなかから *Gentleman* と呼ばれる人間を出すことが十分期待できるようになっていく。

勿論フランスでも町人身分 *bourgeois* や第三身分 *le tiers état* による土地購入はきわめて活発であり、卑賤な *état* からより高いものへと移動することも同じく可能であった。商業経済の浸透にはしばしば伝統的で身分的な政治権力配分と現実の財力配分との間にあるズレを促進する傾向が伴ない、適切な社会移動による調節なしには社会安定が損われやすい。又英国の場合にも新興商人や官吏・専門職身分による土地取得の支配的な動機が常に政治的、社会的なものだったわけでもない。安定した投資・債権市場が欠けているような社会、信頼できる経営管理機構が未発達な状態では、土地に投資することが最も安全で堅実な財産保全の道である。それにもかかわらず時代とともに英・仏両国における社会移動の典型的な道筋や土地取得の典型的な動機に、かなり明瞭な差がみられるようになっていく。

フランスでは身分上昇運動は、財力によって身分的特権(尊称・免税特権・法律上の特別待遇等)や名誉意識を伴う国家や自治的諸特権団体の官職(株)を買うことによって最も典型的に実現される傾向を示している。勿論現金さえ積めばどんな官職でも手に入れられるというものではなく、それぞれの官職位階にふさわしい趣味・教養を事前に習得し、それなりの専門的知識・技能を備えていることが必要ではあった。このような移動形式の結果、富裕な町人による土地取得は官職を購入し、将来期待される身分にふさわしい生活様式を実現するための蓄財手段としての性格を強く帯び、土地取得それ自体は目標にはなりにくくなる。同様のことは土地を生活手段とする小農民についてもあてはまり、農民にとっては生活がなりたち、富裕商人にとっては有利な投資利潤が保障されるかぎり、土地保有の規模や形態、土地管理の方式は二義的なものになりがちである。

フランスでは身分上昇運動は、財力によって身分的特権(尊称・免税特権・法律上の特別待遇等)や名誉意識を伴う国家や自治的諸特権団体の官職(株)を買うことによって最も典型的に実現される傾向を示している。勿論現金さえ積めばどんな官職でも手に入れられるというものではなく、それぞれの官職位階にふさわしい趣味・教養を事前に習得し、それなりの専門的知識・技能を備えていることが必要ではあった。このような移動形式の結果、富裕な町人による土地取得は官職を購入し、将来期待される身分にふさわしい生活様式を実現するための蓄財手段としての性格を強く帯び、土地取得それ自体は目標にはなりにくくなる。同様のことは土地を生活手段とする小農民についてもあてはまり、農民にとっては生活がなりたち、富裕商人にとっては有利な投資利潤が保障されるかぎり、土地保有の規模や形態、土地管理の方式は二義的なものになりがちである。

他方英国では社会上昇の必須の道は所領の獲得にある⁴⁾。丁度フランスで財力が官職に転換された時に上昇が決定的に始まるように、英国では財力一般を適切な規模と種類の estate 土地保有に転換させ具体化した時に Gentlemanへの最も重要な条件が整う。全体としてみれば英国では人が享受しうる身分的・政治的な権能 estate が所領の規模・収益に比例する。かつ土地取得に際して従来の職業・所得源を捨て去らねばならないという傾向があるため、地主紳士らしい生活の様式や水準を支えるためにはかなりの面積・収入のある所領 estate を得ることが第一義的に重要になる。同時にその所領の経営も地主紳士の体面や社会的期待を大きく逸脱するようなものになることはできない。

このような違いは両国における官職や国家の見方の違いにも関連する。どのような社会にしる政治権力や行政的ポストは長い目でみればその保有者により高い社会的身分を与える傾向がある。フランスの場合この官職や政治権力は国王やその側近者の寵愛によって、相手方の財政貢献度合に応じ分配される。ルイ14世太陽王の重臣の一人は、「陛下が職任官職を新しくお創りになるときに、神はそれを買ひ漁る馬鹿者どもをお創りになります」と言った。そしてルイ自身は「国家(L'État)とは朕のことである」と語った。つまるところフランスで社会移動のテコとなるのは国王=国家 état であり、英国のような所領としての estate ではない。言葉をかえれば人々に honourable estate 立派な身分を与えるものは、フランスでは国家 L'État でありその L'État によって身分が支えられている。これに比べ、英国では所領の購入者がそこからあがる財政収入や所領経営に伴う地方社会に対する影響力を動員して獲得する政治的影響力や地位によって身分を得る。同時にそれがかなりの程度国家 state を支える。英国においては最高の estate つまり貴族院議員 peerage への道が下院議員・政治家としての成功にあり、その成功は所領を用いた地元選挙民の誘導に基礎を置く傾向が強いため、身分としての estate は国王や国家によって上から与えられるというよりも、自力で獲得するという色彩を強く帯びることになる(トックヴィル1974)。

ここにはフランスにおける国家集権主義 étatisme (Beer & Ulam 1968: Pt. 3) の伝統と英国における地方分権主義 localism との対比がみられる。勿論この対比はフランスに業績達成指向が弱いということと同じではない。もしそうなら近代フランスはなかったろう。両者の間にある違いは業績達成指向の在・不在の問題ではなく、その形態の違いにある。英国の業績が相対的に言えば政治的技能・実績に傾斜するのに対し、フランスの場合は専門官僚職的技能や実務に傾きがちである。フランスの社会上昇のテコが国王や側近の寵愛によるとは言

っても、それはあくまで英国との比較における特徴であって、官職配分が単に彼らの気まぐれ、恣意によって支配されるというのでは別である。あらゆる有効な統治には統治目標や効果に対する考慮が持続的に必要となる。「国家は朕のことである」は、地方に各拠する伝統的な勢力や制度を中央の意思決定が一元的、普遍的に押しきっていく過程と直接につながっている。従ってその実現に献身する能力と意欲を持つ人々に官職を配分し身分を保障することが必要となり、現実にもかなりの程度そうなる。ここに英国の議会統治 Parliamentarism に対応するフランス官庁主義 bureau-cracie の伝統が根を持つ(Crozier 1964)。

フランスの Gentilhomme は一貫して出生による身分とのきずなを保持し、そこから脱皮できないまま1789年の国家体制 l'état の革命を迎え、広い流通を欠いたまま衰退した。これに対し Gentleman の方は徐々に意味内容をかえながらも伝統的な諸要素を継承し、より広い社会層にこれを浸透させることに成功した。この顕著な対照は Gentleman に代表される望しい社会身分 estate が英国では土地取得や経営という地域社会の経済的な変化に敏感な通路を通して得られるという仕組みに密接に関連している。近代英国に関するかぎり土地取得の主たる目標は経済的、財政的なものではなかった。しかし土地を新たに取得するには経済的に抜け目のない生活を送らねばならないし、新しく地主層に参入しようとする経済的に攻撃的な勢力に対応して既存所領を維持するためにもかなりの程度経済的にみて健康で現実的な経営を行うよう気を配らねばならなかった。そうでなければ土地保有家族の交替率が高くなりすぎ、一定の地域に占める「旧家(名門)」「名望地主」の比率が少くなりすぎる。この結果地主紳士的な伝統を守り、新参地主層にこの伝統規範を強制するに足る社会圧力は急速に喪われたかもしれない。事態を新参地主側からみれば、この種の社会圧によって土地と社会威信との結びつきが保たれているかぎり苦勞して土地を取得するに足るだけの効用があるのであり、社会圧の結果当初は疎外意識を味い、土地の純経済的な「収奪」が制約されたとしても甘受すべき取引きだと感じられたであろう。一見逆説的にみえるにしても、イギリスの貴族・紳士がヨーロッパ大陸で“ブルジョア”的と評判をとる程度には経済的に現実的であった結果、イギリス社会に貴族的で身分的な統治の伝統が強く残されたのであり、土地も又単なる経済的な財ではなく階層的な意味あいを色濃く残す所領 estate としての性格を長く保つことになったのである。

これに比べフランスにおける官職はそれ相応の収入と地位体面を保有者に与える点ではイギリスの所領と似た機能を果たしたといえる。しかし、所領経営が日々の(地元)社会における経済変化、社会変化に漸進的に適応せ

ねばならないのとは異なり、国家によって支持される官職はかなり長期にわたって硬直的な姿勢を貫くことを可能にする。それは一貫した計画的変化をむしろ社会の方に強制することによって維持される反面、社会の側の変化がある閾値を越すと国家統治体系全般への反動をまねきよせる結果にもなりやすい。官職統治による *étatisme* は、この場合にも逆説的なことに、より一層強い新しい *étatisme* を呼びおこすことになる。

Estate と *État* (*Estat*) をめぐる以上のような対比は都市計画史の理解によってもも意味である。英・仏両国における計画体系の違いをよく示す一例として、ハワードとル・コルビジエをあげることができる。ル・コルビエの『輝く都市』を『明日の田園都市』と比較すれば、ル・コルビエの都市建築的世界 *architecture urbain* が際立って普遍主義的であり、大規模で一貫した計画主義 *planification* に基づく技術・芸術上の専門技巧性を示していることは明瞭である。これに比べハワードの都市・田園計画 *town and country planning* の世界は、ハワード自身自己の計画を「計画(図面)の欠如」と認めている如く、地方主義で、比較的小さな都市 *town* と田園地域とを対象にした経験主義に基づく日常的素人性を顕著な特色とする。以上の議論との関係でとくに注目されるのはル・コルビエの都市的洗練 *urbanité* とハワードの田園的定着世界 *country* との対照である。フランスの都市計画 *urbanisme, architecture urbain* が一貫して都市景観、都市構造の計画的統制 *planification* であるのに対し、イギリスの都市計画の特色は早くから田園=国土 *country* の手入れを主体とした後見的誘導 *management* を重視した所にある。もしフランスにおける社会上昇が田園や農地を手段とし、そこから脱出しあるいはそれを踏み台として都市と宮廷にある官職や文化的洗練の取得をめざす‘向都離村’にあるとするなら、都市こそが政治と文化の焦点となり、計画の中心をなす最も重要な対象となっても不思議ではない。これに比べもし英国における社会移動や権力構成の焦点が田園に間隔をおいて点在する所領にあるなら、計画が発動され、その対象となるのもまず個々の所領とその周辺、個々の地元の田園地帯となるのも当然である。イギリスにあっては都市はこれら田園の所領を取得し、或いは維持していくための手段に過ぎず、政治と文化の両面において、フランスと比べ、田園が高く都市が低い傾斜構造を持つのであろう。官僚制的役所支配は、たとえ不可欠ではないにしても、普通大規模な都市の存在を前提にし、又それを促進する傾向を持つ。田園部に広く分散して働く役人群というイメージには少くとも今日までの所不似いな面が伴う。他方生態学的にみて小規模で多数の点に散在する形態は素人的な経験支配にとってより適格的であろう⁵⁾。

フランスではパリこそが文化と洗練の中心であり農村は *Gentilhomme* から排除されとり残された民庶の生計の場に過ぎない。あるいは *bourgeois* の致富手段たる不動産財 *propriété foncière, biens immobilières* の所在地でしかない。そこに文化はなく権力はない。以上の意味での *urbanité* から離れることは社会的文化的な停滞である。他方英国では田園こそが社会の指導的階層 *estate* の所在地であり、たとえ身分血統が高貴であっても、そこに所領 *estate* を持たず、*country* に帰属しないならば、社会的・政治的に無意味な存在となる⁶⁾。—— ‘A Gentleman without an estate is like a pudding without suet.’

注

- 1) 18世紀を含め近代英国における‘反常備軍意識’の強さについては、Barnett 1974.
- 2) 絵画芸術における西洋‘紹介’に伴う混乱した状態は、最近適切な指摘を受けるところとなった。同じことは都市計画史の分野についても無縁ではないかもしれない。江原1979：第一部。
- 3) もっとも *Estate* の動詞用法は16—17世紀にみられ、その後は廃語となっている。O. E. D. ‘*Estate*.’
- 4) 16—17世紀英国においても、官職売買制がフランスに比較しうるほど有力な役割を果たしたとする見解もないわけではない。しかし今日なおこれに十分な根拠があるとは考えられない。Aylmer 1961.
- 5) 従ってたとえば川添登氏が「ロンドンやパリに代表される絶対主義的な都市のイメージ」という表現で、パリとロンドン、及びその背後にある両国の政治的伝統や構造の違いを軽視されるのは賢明ではないであろう。1969：20。
- 6) 近代イギリスの所領構造、その歴史的な意味を知る上で次の二つは最もよいものであろう。
ハバカク1967、多少古い時期に書かれたものを含む論文集の翻訳である。訳も信頼できる。
Thompson 1963. Paper back あり。

文献一覽

- 江原 順
1979 『日本美術界腐敗の構造——パリからの報告』サイマル出版社。
- 川添 登
1969 『黒潮の流れの中で』筑摩書房。
- トックヴィル
1974 『アンシャン・レジームと革命』（井伊玄太郎訳）りせい書房。

- ハバカク
1967 『十八世紀イギリス社会と農業問題』(川北稔訳)社会科学ゼミナール, 未来社。
- ハワード, E.
1968 『明日の田園都市』(長素連訳)鹿島出版。
- 水谷三公
1979 a 「英国社会と土地と文法——庭園・計画・統治——」『東京都立大学法学会雑誌』20巻1号, pp. 1—72。
1979 b 「『市民革命』論と土地」同上20巻2号, pp. 92—201。
- Aylmer, G. E.
1961 *The King's Servants: the Civil Service of Charles I.* London: Routledge & K. Paul.
- Barnett, C.
1974 *Britain and Her Army: A Military, Political and Social Survey.* London: Penguin Books.
- Beer, S. H., & A. B. Ulam, eds.
1968 *Patterns of Governments: The Major Political Systems of Europe.* 2nd., New York: Random House.
- Crozier, M.
1964 *The Bureaucratic Phenomenon.* Chicago: The University of Chicago Press.
- Osborn, F. J.
N. d. *Green-Belt Cities: The British Contribution.* London: Faber and Faber.
- Thompson, F. M. L.
1963 *English Landed Society in the Nineteenth Century.* London: Routledge & K. Paul.
- Tucker, J.
1966 *Honourable Estates.* London: Collanz.

ESTATE: Translation and relating Problems

Mitsuhiro Mizutani

Faculty of Law, Tokyo Metropolitan University

Comprehensive Urban Studies No. 9, 1980, pp.

The aim of this short essay is to view modern English landownership in a broader socio-political context rather than the ordinary economic one. Discussion begins with the evolutionary process of the meaning of 'estate' as compared to 'état', and proceeds in questioning the changing patterns and functions of landownership in England. As seen from this perspective, it is hoped that a more comparative and inter-disciplinary understanding of English town and country planning will evolve.